



※ 本書面の情報は平成28年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

1 被災者の方への支援

■ 当面の生活費をどうにかしたい。

→ 一定の要件を満たせば、生活福祉資金の貸付（緊急小口資金）が受けられる可能性があります。

詳しくは静岡市社会福祉協議会の地域福祉推進センターまで。

葵区 054-249-3183
駿河区 054-280-6150
清水区 054-371-0291

■ リ災証明書とは何か。これがあるとどうなるのか。

→ リ災証明書とは、市町が、地震や風水害等の被害に遭われた方からの申し出により建物（事業用含む）の被害状況の調査を行い、その調査結果に基づき発行する証明書で、各種支援等を利用する際使用されます。証明される被害状況は、全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水等に分かれます。

災害救助法が適用されたときは静岡市財政局税務部市民税課（054-221-1558）が、災害救助法が適用されないときは各区役所の地域総務課が窓口となります。

葵区 地域総務課 054-221-1595
駿河区 地域総務課 054-287-8697
清水区 地域総務課 054-354-2022

※ 火災によるリ災証明書については各消防署で発行します。

2 支払の問題

■ 公共料金はどうなるか。

→ 電気・ガス・水道、下水道・固定電話・携帯電話・PHS等について、料金支払期限の延伸や免除等が受けられる場合があります。それぞれの契約先に確認する必要があります。

■ 年金や健康保険料の支払はどうなるか。

→ 東日本大震災では、健康保険・厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当にかかる拠出金については、納付の期限が延長されました。国民年金についても、支払が困難な場合は相談してください。

（国民健康保険の窓口）

葵区 保険年金課 054-221-1070
駿河区 保険年金課 054-287-8621
清水区 保険年金課 054-354-2140

（国民年金の窓口）

静岡年金事務所 054-203-3707（代表）
清水年金事務所 054-353-2233（代表）

■ 住宅ローンを支払う余裕がない。

→ 住宅ローンの契約先にご相談を。東日本大震災では、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）で、被災者の方について、被災の状況によって、支払猶予、利息の据え置き、返済期間などの制度が設けられています。

■ 年金や健康保険料の支払はどうなるか。

→ 納付の期限が延長されたり、減免措置等が受けられる可能性があります。

所得税・消費税・法人税等の国税については、各税務署に確認を。

静岡税務署 054-252-8111
清水税務署 054-366-4161

法人県民・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等の県税については、県の最寄りの財務事務所に確認を。

静岡財務事務所 054-286-9112
藤枝財務事務所 054-644-9116

市民税・固定資産税・軽自動車税などの市税については、各担当課又は清水市税事務所に確認を。

市民税	市民税課	054-221-1041・1542
	清水市税事務所	054-354-2075
固定資産税	固定資産税課	054-221-1046・1047
		054-221-1546・1547
	清水市税事務所	054-354-2080・2083
軽自動車税	市民税課	054-221-1218

3 保険・共済の問題

■ 火災保険だけで地震保険に入っていないから、保険金はもらえないか。

→ 保険金は支払われませんが、保険（共済）によっては、火災保険入っているだけで見舞金などが出る場合があります。一度、お入りになっている保険会社共済に確認してみるべきです。

なお、どこの保険会社と契約しているかわからないときは、以下に問い合わせしてみてください。

- ・災害救助法が適用された地域の方は、
「自然災害損保契約照会センター」へ
0570-001-830（ナビダイヤル）
- ・上記以外の地域の方は各損害保険会社の窓口へ

■ 地震特約があるから、生命保険金は出ないか？

→ 東日本大震災の際は、生命保険各社は地震特約を適用しないことに決めたそうです。保険金が支払われる可能性がありますので、お入りになっている保険会社に連絡をしてみてください。

なお、どこの保険会社と契約しているかわからないときは、以下に問い合わせしてみてください。

（社）生命保険協会 静岡地方事務室
054-253-5712

■ 地震・津波で自動車が壊れてしまった。

→ 車両保険は、原則として、地震・噴火・（地震、噴火が原因の）津波による災害による損害は補償対象外とされています。

地震・噴火・津波危険（車両損害）担保特約があれば、地震による損害も補償されるので、保険会社に確認してみましょう。

4 紛失物の問題

■ 身分証明書がなくなってしまった。住民票はとれるか、免許証は再びもらえるか。

→ 住民票は、市町で本人確認がとれれば交付を受けることができます。まずは各区の戸籍住民課へ。

葵区 戸籍住民課 054-221-1061
駿河区 戸籍住民課 054-287-8611
清水区 戸籍住民課 054-354-2126

運転免許証は、静岡県中部運転免許センター（054-272-2221）や住所を管轄する各警察署で再発行手続きをしてください。

■ 実印や印鑑登録カードがなくなってしまった。

→ 実印がなくなった場合は、実印として登録可能な別の印鑑を準備して、新たに登録をしてください。

実印が手元に残っている場合は、既に登録されている印鑑登録証の廃止手続きをとり、新規に実印を登録して下さい。
手続は各区の戸籍住民課（連絡先は上記参照）に確認してください。

■ 銀行の通帳などがなくなってしまって、お金がおろせない。再発行してくれるのか。

→ 銀行の通帳、証書、カードなどについては、多くの銀行等で無料で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせください。

身分証明書があれば持参し、それもないときはそのことも併せて相談してみてください。

■ 自動車がなくなってしまった（使えなくなってしまった）ので、登録を抹消したい。

→ 静岡運輸支局（050-5540-2050）に確認を。

■ クレジットカードがなくなってしまった。

→ 各クレジット会社になくした旨の連絡をし、新たなカードの発行を求めてください。

5 その他

■ 免許証の有効期間が迫っている。

→ 東日本大震災では、運転免許証の有効期間が特別に一定期間延期されています。

■ 会社を経営していたが、この地震・津波でやっていけなくなった。

→ 日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証制度、県の融資制度など、いろいろな融資制度が受けられる可能性があります。

金融機関や商工会議所などに相談してみましょう。

静岡商工会議所静岡事務所 054-253-5111
静岡商工会議所清水事務所 054-353-3401